

今月の相談事例（4月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

有期雇用労働者特例措置法が施行されましたが、どのようなものですか？

【アドバイス】

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が平成27年4月1日より施行されました。これは、平成25年4月に施行された「同一の使用者ととの間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換できる」制度によって生じる弊害をなくすためのもので、特定の労働者に限っては、無期転換申込権が発生しないという特例を設けたものです。

■特例の対象有期雇用労働者■

無期転換申込権が発生しない特例の対象者は、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、雇用される次の（1）又は（2）の有期雇用労働者となります。

- （1）定年到達後に有期契約で継続雇用される高齢者
- （2）5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に従事する、高収入（1,075万円以上）かつ、高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者。（上限は10年）

※高度専門職には特定の資格等が必要です。

■特例の対象となる事業主■

- ・ 対象労働者に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について、厚生労働大臣から認定を受けた事業主である事。
- ・ 認定には、厚生労働大臣が策定する、対象労働者に応じた適切な雇用管理の実施に関する基本的な指針に照らして適切なものである事。

■有期雇用特別措置法の基本的な仕組み■

対象有期契約労働者を雇用しただけでは、無期転換ルールの特例は発生しません。以下のような手続きが必要になります。

- ① 無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての**計画を作成**する。
- ② 事業主は、**作成した計画を管轄の労働局に提出**する。
- ③ 計画が適切であれば、労働局が**認定**を行う。
- ④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者（高度専門職&継続雇用の高齢者）について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

（注）有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。

■特例を講じる意味■

まず、継続雇用の高齢者についてですが、平成25年4月から高齢者雇用安定法で施行された、65歳までの雇用を課した法律への弊害をなくすものです。60歳で定年を迎えた労働者を65歳まで嘱託社員等として有期雇用した場合、“有期契約労働者として5年間雇用”したことになります。労働者から無期転換申込権を行使されると、65歳で雇用関係を終了させることができなくなってしまいます。こういった問題が起こらないように、特例措置を講じるのです。

次に、高度専門職の労働者については、平成32年に開催予定の東京オリンピック関係の専門的なプロジェクトに従事する労働者を想定しています。オリンピックに係るプロジェクトは5年を超えることが見込まれますが、終了後にその人材を雇い続けられる程の仕事量はないでしょう。無期転換権を行使されるのを防ぐ為、5年が経過する前に雇止めをしてそれまでに培った専門的な知識や技能を有する人材を失ってしまうとプロジェクトの進行に支障をきたしてしまいます。そのような流れを回避するためです。

しかし、対象者を雇入れているだけでは特例措置の対象とはなりません。「対象労働者の特性に応じた適切な雇用管理に関する計画」を作成し、申請、認定される必要があります。対象労働者がいる場合には当事務所にご相談下さい。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）